

# 接続料の算定に関する研究会（第16回）

～スタックテストの検証における他律的要因について～

**2018年11月30日**

**KDDI株式会社**

# 長期増分費用方式の適用の在り方について

1

「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について（答申）」において、以下の通り、**他律的要因の検討の余地**について考え方が示された

段階的な  
移行の時期

IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として、まずは改良PSTNモデルを適用

移行の段階  
の進展

公正な競争環境の確保の見地から適切でない（**スタックテストによる検証に耐えられない**）場合、改良PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせ（4対1等）へ移行の段階を進める

他律的要因  
の検討余地

認可接続料に比べ**他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回る**といった他律的要因が客観的かつ定量的に確認できる場合には、総務省において、そうした事情を考慮して取り扱うことを検討する余地がある

# 現在の他事業者接続料の割合

平成30年度接続料申請時における他事業者接続料の割合は **NTT東西ともに約1割程度**であり、**全体に対する影響は小さい**

【NTT 東日本】

(単位：億円)

	サービス	①利用者 料金収入	②接続料 相当	③差分 (①-②)	④利用者料金収 入に占める差分 の比率(③÷①)
再検証結果	加入電話・ISDN 通話料(市内・市外通信 以外を含む)	262	158	104	39.7%
	加入電話・ISDN通話料(市内・市外通信)	225	143	82	36.4%
	ひかり電話	1,248	232	1,016	81.4%
(参考)	加入電話・ISDN 通話料	225	126	99	44.0%
認可申請時	ひかり電話	1,248	123	1,125	90.1%

差分が他事業者接続料  
17億円 (約12%)

【NTT 西日本】

(単位：億円)

	サービス	①利用者 料金収入	②接続料 相当	③差分 (①-②)	④利用者料金収 入に占める差分 の比率(③÷①)
再検証結果	加入電話・ISDN 通話料(市内・市外通信 以外を含む)	245	146	99	40.4%
	加入電話・ISDN通話料(市内・市外通信)	207	132	75	36.2%
	ひかり電話	1,149	209	940	81.8%
(参考)	加入電話・ISDN 通話料	207	114	93	44.9%
認可申請時	ひかり電話	1,149	112	1,037	90.3%

差分が他事業者接続料  
18億円 (約14%)

\*平成30年5月25日情報通信行政・郵政行政審議会答申（別紙2）接続料と利用者料金に関する補充確認の結果 より

# 他律的要因の検証について (1/2)

仮に他事業者接続料の著しい上昇があったとしても  
 スタックテストの検証に与える影響は大きくないと考えますが  
 完全に他律的要因を排除した検証を行うためには  
 認可接続料及びそれに係る利用者料金収入のみで検証が必要

発信	着信	利用者料金収入	接続料等総額	
			振替接続料	他社接続料
加入電話	加入電話	○	○	○
	ひかり電話		○	
	他社直収		○	○

他律的要因を  
 排除した検証範囲

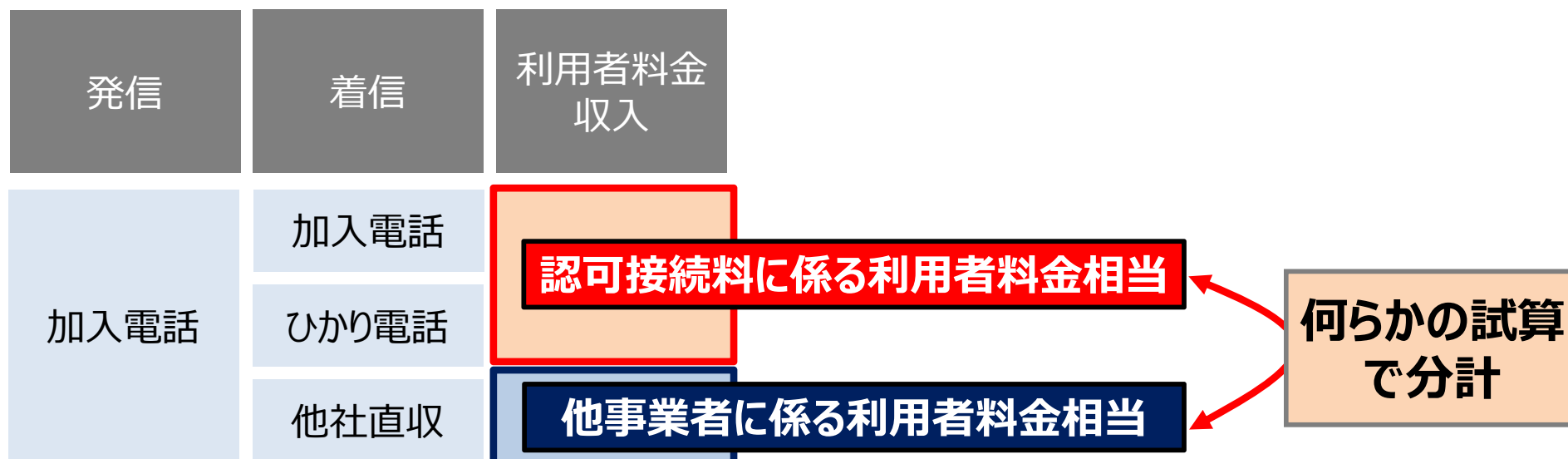
ただし、NTT東・西によると利用者料金収入の分計は困難\*

\*東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見（－平成30年度の接続料の新設及び改定等－）のNTT東・西の意見参照

## 他律的要因の検証について（2/2）

まずは、NTT東・西において本当に利用者料金収入の分計ができないのか検討が必要

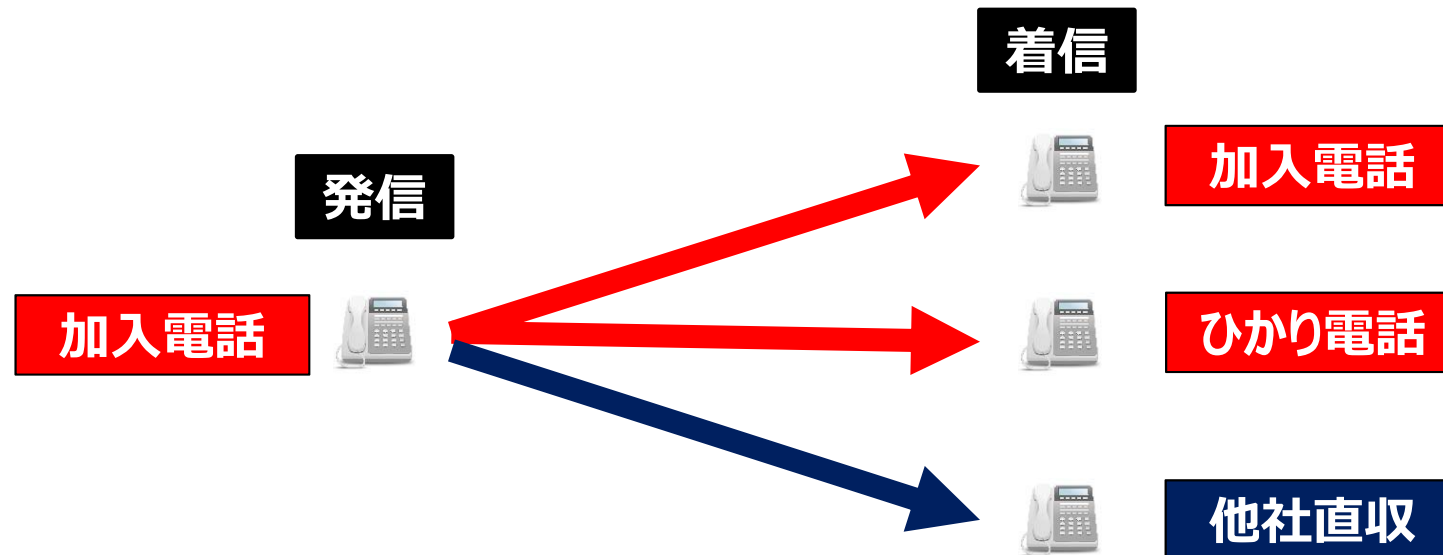
本当に分計できない場合、**試算前提を置いた上で**  
**何らかの試算で「認可接続料に係る利用者料金収入相当」と**  
**「他事業者に係る利用者料金収入相当」を分計する必要性**



# 他律的要因の検証（案）について

**各着信区分の通話の特徴（市内・県内通話比率、昼夜通話比率、平均保留時間等）が大きく変わらない前提**

次の頁以降に示すような方法で試算することが考えられる

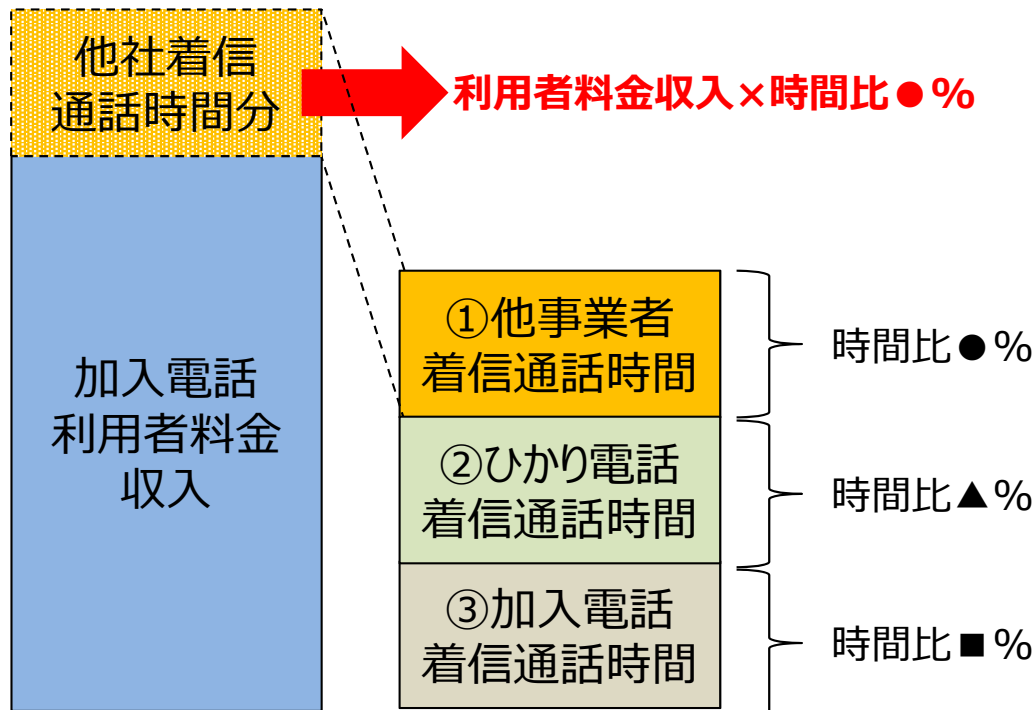


**大前提**：どの区分にかける通話も同じような特徴で有意な差がない

## <案1：通話時間比による利用者料金収入相当額の算出>

①他社着信、②ひかり電話着信、③加入電話着信それぞれの**通話時間比**を用いて、他事業者着信通話時間比率分の利用者料金収入相当額を算出し除外

適用メリット：平均保留時間に差があった場合でも、通話時間比を用いるとその差を利用者料金に反映できる



### <案1> 適用時の課題 (通話度数は同じ、通話時間比が異なる場合の例)

単純な時間比では、通話度数（利用者料金の課金単位）を考慮できないため、**通話度数が同じであっても通話時間比だと差が生じてしまう**

	通話時間/回	通話時間比	通話度数
①他事業者着信通話	250秒	43%	2度数 (17円)
②ひかり電話着信通話	150秒	26%	1度数 (8.5円)
③加入電話着信通話	180秒	31%	1度数 (8.5円)

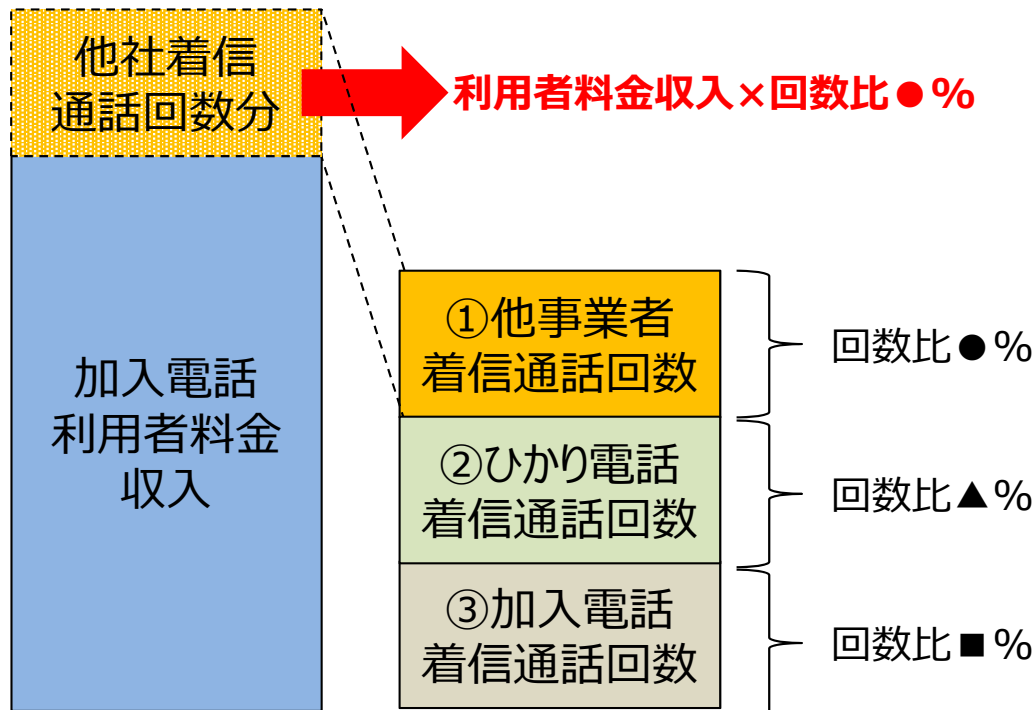
※上記度数は市内通話、昼夜間の場合

※各通話が全て上記呼だとした場合、②③は利用者料金は同じになるが、通話時間比だと差が生じてしまう

## ＜案2：通話回数比による利用者料金収入相当額の算出＞

①他社着信、②ひかり電話着信、③加入電話着信それぞれの**通話回数比**を用いて、他事業者着信通話回数比率分の利用者料金収入相当額を算出し除外

**適用メリット**：通話度数が変わらない場合、通話時間比を用いた場合には生じてしまう差を、回数比では度数に近い形で試算することができる



### ＜案2＞適用時の課題 (通話回数比は同じ、通話度数が異なる場合の例)

単純な回数比では、通話度数（利用者料金の課金単位）を考慮できないため、**通話度数が異なる場合は実際の利用者料金収入比を反映できない**

	通話時間/回	通話回数比	通話度数
①他事業者着信通話	250秒	33.3%	2度数 (17円)
②ひかり電話着信通話	150秒	33.3%	1度数 (8.5円)
③加入電話着信通話	180秒	33.3%	1度数 (8.5円)

※上記度数は市内通話、昼夜間の場合

※各通話の回数を同じとした場合

※各通話が全て上記呼だとした場合、通話回数比は1：1：1だが、実際の利用者料金収入比は2：1：1となり、大きく異なってしまう



## まとめ (1/2)

いずれの試算案も各着信区分の通話の特徴に  
有意の差がないことが試算の大前提

各着信区分の通話の特徴が大きく異なる場合  
当該試算で利用者料金収入相当を区分して検証を行うことが  
逆に、検証の不正確性を増す結果となる可能性

当該試算で利用者料金収入相当を区分する場合は  
以下の検証を行うことが不可欠

- ①各着信区分の実際の通話状況の検証  
(市内・県内通話比率、昼夜間通話比率、平均保留時間等)
- ②試算した他事業者に係る利用者料金収入相当の妥当性の検証

## まとめ (2/2)

他事業者接続料が全体に対して大きな影響がないのであれば  
不確実性の高い試算をして不正確性を増加させるより  
**他律的要因の影響は小さいと割り切って  
通常のス tack テストの検証結果で判断することもあり得る**

例えば

他事業者接続料の全体に占める割合（現状、約12%/14%）が  
昨年度の割合に比べて急激に増加（例えば、2倍）しない限り、他  
律的要因の影響は小さいと見做す 等

*Designing The Future*

**KDDI**